

南あわじ市連合自治会の慶弔規程

（目的）

第1条 この規程は、南あわじ市連合自治会（以下「本会」という。）が支給する慶弔費について定める。

（支給対象及び慶弔事由）

第2条 本会が支給する慶弔事由は次のとおりとする。

- (1) 現職の市連合自治会理事及びその配偶者又は1親等の親族が死亡したとき。
- (2) 兵庫県連合自治会、淡路地区連合自治会、南あわじ市連合自治会並びに関係行政機関又は各種団体役員の慶弔事において、本会の長が必要と認めたもの。
- (3) その他、本会の長が必要と認めたもの。

（支給金額）

第3条 本会が支給する慶弔費の金額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号については、香典5,000円及び花輪一对とする。
- (2) 前条第2号及び第3号については、本会の長がその都度決定する。

（支給の時期）

第4条 慶弔費の支給は、第2条に規定する事由が発生した後、速やかに行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、適切な時期に支給するものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。